

# 高田短期大学 障害のある学生の支援に関する基本方針

令和6年3月11日制定

高田短期大学(以下「本学」という。)は、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、『『やわらか心』の社会人の育成』という教育理念のもと、本学のすべての学生が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながらともに学ぶことのできる修学支援の充実に努めます。

## 基本方針

本学は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則り、以下のとおり修学支援のための基本方針を定めます。

### 1 修学機会の確保

すべての学生が障害を理由に修学を断念することのないよう、公正な修学機会の確保に努めます。また、高い教養と専門的能力を培えるよう合理的配慮〔注1〕に基づく支援を行います。

### 2 支援の対象と範囲

本学に在籍する障害のある学生〔注2〕及び本学への入学を志願する障害のある者(「以下、「障害のある学生」という。)を対象とします。また、支援の範囲は、入学試験、入学から卒業に至るまでの修学、学生生活及び進路に関する事項とします。

### 3 決定過程と支援内容

障害のある学生からの支援要請(意思の表明)に基づき、合理的配慮を提供します。支援内容は障害のある学生との建設的対話をとおして合意形成、共通理解を図ったうえで個別に決定します。

### 4 支援体制

学生支援委員会の統括のもと、障害のある学生の所属学科が関係部署等と緊密に連携し、すべての教職員の協働によって障害のある学生を支援します。支援要請の窓口は学生相談室とします。

### 5 教育方法等

本学は、障害のある学生に対して、必要な情報の適切な提供、コミュニケーション上の配慮を行います。また、試験、成績評価の実施にあたっては、教育目標や公平性を損なう評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意しつつ、合理的配慮を行います。

### 6 施設・設備

本学は、障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

## 7 情報公開

本学は、障害のある学生に対して、本学の受け入れ姿勢や支援方針を明確にするとともに、支援体制や内容について情報の公開に努めます。

### 〔注1〕合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義を適用し、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とします。

### 〔注2〕障害のある学生

「障害者基本法」第2条の「障害者」の定義を適用し、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下『障害』と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。